

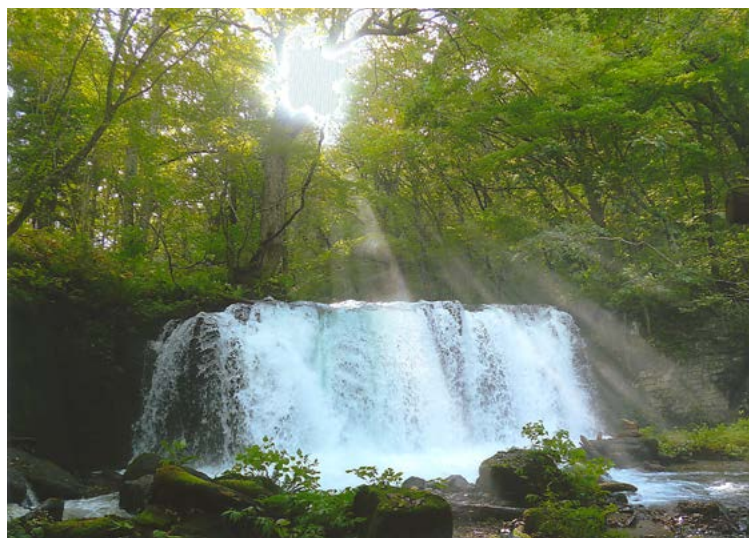
SEINENHOKORITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

N°631
2023・9・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141
青法協HP <http://www.seihokyo.jp>

- ストップリニア訴訟一審判決の不当性……………和泉貴士
- 本郷（広島県三原市）産廃場設置許可取消訴訟の勝訴判決……………山田延廣
- 新刊旧刊** トランスジェンダー差別を理解するための必読書
『トランスジェンダー入門』◎周司あきら・高井ゆと里 著……………太田啓子
- 第18回人権研究交流集会の分科会の企画を募集します！……………菊間龍一
～みんなで「壁を乗り越える」
- 〈シリーズ：憲法と私⑩〉『国民の権利』について思うこと……………河西拓哉
- 【議長トーク】「未熟な自分を額に飾って」……………笹山尚人



奥入瀬溪流・銚子大滝

ストッププリニア訴訟一審判決の不当性

東京 和泉 貴士

一 安倍晋三と葛西敬之

二〇二二年に出版された「国商 最後のフィクサー 葛西敬之」（講談社）によれば、JR東海元会長の葛西敬之は、日本会議中央執行委員を務め、保守思想で安倍晋三と共鳴していた。自身と親しい官僚を次々と官邸に送り込み、安倍政権の事実上のブレーンとして君臨した。その葛西の最後の夢がプリニア新幹線であった。

二 リニア新幹線計画の概要

事業者はJR東海、路線は東京都から大阪市まで、四三八kmである（うち山梨実験線四二・八km）。走行方式は超電導磁気浮上方式（いわゆるリ

ニア方式）、最高設計速度は時速五〇五kmである。東京名古屋間における中間駅は、品川（東京都）、橋本（神奈川県）、甲府（山梨県）、飯田（長野県）、中津川（岐阜県）、名古屋（愛知県）である。トンネル区間の割合は八六％であり、路線のほとんどが地下である。総事業費は東京大阪間で九兆三〇〇億円、そのうち三兆円を財政投融资で賄うこととされている。

三 ストッププリニア訴訟

この工実施計画認可の取消しを求め、二〇一六年に原告七三八名（二〇一九年に原告六七七名が追加提訴）が東京地裁に提訴した。

争点は多岐にわたるが、大きな柱は、①リニアについて全国新幹線鉄道整備法を適用するのは誤

りであり、認可についてより厳格な要件を定める鉄道事業法によるべきこと、②工実施計画認可に先立って行われた環境アセスがきわめてずさんであり、環境影響評価法に違反することの二点である。

なお、二〇二〇年二月に中間判決が出され、原告ら五三二名の原告適格が否定されている。

四 判決

判決は、まず、「大気の汚染、騒音、振動等を伴わない工事関係車両の運行に起因する交通混雑や、鉄道施設の設置に起因する景観阻害に関する利益」、「乗客として安全な輸送役務の提供を受ける利益」、「南アルプス及びその他の本件七都県の各地域の良好な自然環境を享受する利益」、「工事

予定地内に所在する土地、建物、立木に係る所有権、借地権等又は居住の利益」については、中間判決において原告適格が否定され、さらに本判決においても行政事件訴訟法二〇条一項が規定する主張制限により、これを否定した。

そして、先述した①リニアについて全国新幹線鉄道整備法を適用するのは誤りであるとの主張に對しては、目的や理念を定めた同法一条、三条を根拠にリニアについて同法の適用を否定することは出来ない」と判示した。鉄道事業法の適用については、同法の輸送の安全性に関する規定については鉄道施設の工事が完成するまでは鉄道事業法の規定が適用されることは無いとしてこれを否定し、経営の適切性については国交大臣の裁量事項とした上で、「重要な事実の基礎を欠き又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くことが明らかであって、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したもの」とは認められないとした。

さらに、先述した②環境影響評価法違反については、「環境配慮審査の結果を踏まえた上でされる九条認可が違法なものというためには、環境配慮審査自体も含め、これに係る国交大臣の判断が裁量権の行使としてされるものであることを前提として、当該判断について、重要な事実の基礎を欠きまたは社会通念に照らし著しく妥当性を欠くことが明らかであって、裁量権の範囲を逸脱し又

はこれを濫用したものと認められる場合であることを要する」としたうえで、裁量権の逸脱、濫用は無いとした。

五 判決の不当性

いずれの論点についても、判決は、行政裁量論を理由に詳細な検討を行わないままに結論を導き出している。行政訴訟において常に問題となる「行政裁量論の壁」に今回も阻まれたという印象がある。

いかに行政裁量といえども全くの自由裁量ではないことは周知のとおりである。特に、リニア工事計画においては、工事実施計画認可段階では建設予定の施設がほとんど特定されていなかった点、さらには、特定が不十分なためアセス段階で十分な検討ができない事項が続出し、これらについては認可後の事後アセスで検討するとされている点、全路線の約九割を占めるトンネル工事に際して発生する大量の残土の処理施設が認可段階でほとんど決まっていなかった点については、重要な事実の基礎を欠き裁量権の逸脱・濫用にあたるというべきである。判決は、事後アセスについて鉄道事業評価省令三三二条一項一号「予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合」に該当するため違法ではないと判示す

るが論理のすり替えである。原告らは事後アセスの全てを否定する訳ではなく、アセスの重要事項について事後調査を許容すればアセス自体が有名無実化する危険性があると述べ、事後アセスが許容されない事項があると述べている。判決はこの原告の指摘には答えていない。

六 今後の予定

判決の内容は許容できるものではなく、弁護団は既に控訴状を提出し、現在は控訴理由書を準備中である。今後は控訴審に舞台を移し、たたかいを続ける予定である。



本郷（広島県三原市）産廃場 設置許可取消訴訟の勝訴判決



1 産業廃棄物処理施設許可処分 の取消判決

広島地裁民事第三部は、地域住民等が広島県知事を被告として提訴した、訴外JAB協同組合に対する本郷産業廃棄物処理施設（安定型最終処分場）許可処分の取消請求事件（以下、「本件行政事件」という）につき、二〇二三年（令和五年）七月四日、この許可処分を取消す旨の判決をなした。

この本郷処分場は、三原市と竹原市の分水嶺に位置し、両市の市民の水瓶となっている土地に三〇年間にわたって一〇三万八二五㎡（二五mプールの一〇〇〇倍を上回る容量）の廃棄物を埋め立てるといふものであり、地域に対する環境（負荷）

は重大である。

この周辺住民らは、井戸水を利用している者や湧水を利用してブランド米造りを営んでおり、この処分場から汚染水が排出され、飲料水や農業用水が汚染されることを恐れ、本件許可処分の取消を求めた。地域住民らの請求権は、きれいな水を利用する権利（憲法二三条が保障する幸福追求権行使の一環）である。

2 仮処分申請事件

この事件は、地域住民等（五一八名）が急ぎ、この処分場の建設を差止めることを要請してきたため、建設工事及び操業禁止の仮処分申請事件から始まった。私は、この事件を受任するにつき、**ア**訴訟頼みに陥らず、社会や行政に対する運動を継

続すること、**イ**各種検査や専門家の意見を必要とするため、相応の資金集めを行うておくことを要請した。この仮処分事件において、広島地裁保全部は、二〇二二年三月二五日付で、建設・操業差止決定を下し、一旦は建設工事は中止されたのである。

訴外組合が広島市内の安定型最終処分場（上安処分場）において基準を超える汚染水を排水したり、熱海市で生じた土石流を超える量の埋立による造成がなされ、既に一部は崩落していること等の杜撰な経営を行っていることが明らかとなったことが大きく影響している。

しかし、この仮処分異議審では、吉岡裁判長に交代し、**①**本件処分場に汚染物質の搬入可能性、**②**汚染物質が地下浸透または排水される可能性、**③**この汚染物質が井戸水等に到達する可能性（因

果関係)を疎明すべきとし、①と②は疎明できたが、③は疎明できていないとして、二〇二二年六月三〇日仮処分決定を取り消してしまった(抗告審も棄却)。

3 本訴提起と判決

地域住民らは、これ以前の二〇二〇年七月二五日付で本件行政事件をも提訴していた。それは、仮処分事件の審理過程で、許可審査に必要とされる「生活環境影響調査」において、井戸水利用者も調査対象から外し、農業用水水質基準の調査においても取水口が排水予定地から下流二〇mの位置にあるのにことさら七〇〇m下流でしか調査していないなどの杜撰な調査がなされていることが明らかとなっていたためである。

ご承知のとおり、一九九〇年代初め、全国各地で不法投棄や産業廃棄物処分場による環境汚染が社会的問題となり、廃掃法は、一五条の二を新設して環境上の配慮条項を制定したうえ、技術上の基準を設けた。ところが、被告県知事は、地域生活環境の保全につき「適正な配慮をすべき」ことを求められているのに、これに全く配慮していないどころか、技術指針さえも遵守していないのである。

この行政事件の担当裁判長は、仮処分異議審に

において、仮処分決定を取消した裁判長であり、結果を心配したもの、さすがに、この杜撰な許可手続は放任できないと考えたのか、「地下水」を巡る処分行政庁の調査や審査及び判断の過程に看過しがたい過誤、欠落がある」とまで述べ、本件許可処分を取消した。

4 考察

この訴訟は、被告県知事が上記「看過しがたい」過誤・欠落がある審査をなしたものであるが、それを曝こうとした住民らの必死の努力が功を奏したものである。勝訴後の住民らの喜び様は、忘れられない。

原告ら住民らは、訴外組合が運営している上安処分場の廃液を採取して検査したり、この審査過程につき情報公開請求して杜撰さを明らかにしたり、三原市・市議会などに訴えて環境保護条例制定運動まで展開している。

私の要請を守ってくれた住民団体の優等生なのであった。

また、この訴訟では、地元地質学者である越智秀二氏から本件処分場用地は、風化花崗岩層であり、裂隙地下水が様々な箇所から湧水が生じていることを、また環境化学・マネジメント学者である中地重晴熊本学園大学教授からは、安定型最

終処分場は、安定五品目が対象で有害物質は発生しないとして、底面は素掘りであるが、有機物が付着した廃棄物が埋葬され有害物質が発生する過程等の多くの知見の教授を得た。そして、日弁連は、二〇〇七年八月三日付で安定型最終処分場を廃することを求めているが、これも先見の明があったといえるであろう。

最後に、本事件の弁護士団は、弁護士事務局長を当事務所の藤井裕弁護士が担い、他に広島弁護士会の環境公害委員会の弁護士ら七名で組織されたものであることを報告する。

会員のみなさまへ

青法協メーリングリストへの登録を呼びかけます

青法協メーリングリストは、登録していただいた方に、青法協の活動内容などをお知らせするとともに、憲法・司法・人権課題など、自由にご意見・ご要望、各支部・会員の活動などをお送りいただき、活動に反映させるために立ち上げたものです。

登録希望の方は、事務局 (bengaku@seihokyo.jp) まで、アドレスをお送り下さい。

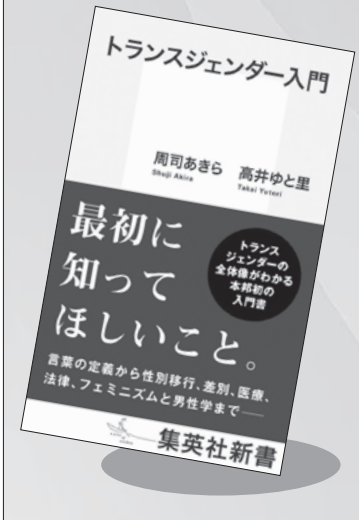
書評

トランスジェンダー差別を理解するための必読書

『トランスジェンダー入門』

◎周司あきら・高井ゆと里著

神奈川 太田 啓子



近年のトランスジェンダー差別言説の蔓延はあまりに深刻で、いまだ収まる気配も無い。これは世界的に起きてきていることでもある。

トランスの人達に限ったことではないが、被差別当事者は、その差別を受けずに済んできた者達から、「素朴な質問」を何度も何度も聞かれることに疲弊しきつている。「素朴な質問」をぶつけてしまう前に、まずは何か適切な入門書を読んで、最低限の知識は備えておこうとするべきである。完全な初心者も、ある程度の知識は備えているつもりのも、この本の明晰な説明によって実情の解像度が上がり、社会がより鮮明に見えるようになるだろう。

◆ ◆
 「第一章 トランスジェンダーとは？」では、そもそも基本的な「トランスジェンダーの定義」か

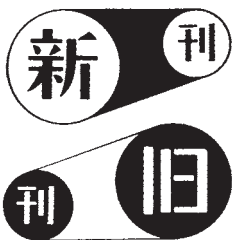
ら説明される。「一般的な定義としては、出生時に割り当てられた性別と、ジェンダーアイデンティティが異なる人達を『トランスジェンダー』と呼びます」。これが基本的な定義で、「性別を割り当てられる」とはどういうことか、「ジェンダーアイデンティティ」とは何なのか、「心の性と身体の性が一致しない人」という説明はなぜ不正確なのか、という基本事項が丁寧に説明される。

◆ ◆
 「第二章 性別移行」では、性別移行が「精神的な(性別)意向、社会的な性別移行、医学的な性別移行」の三つの側面から説明される。「性別移行」とは、決して、「今日から自分は女性／男性だ」と名乗ればそうできるなどという単純なものではない。トランスの人達は「長い時間をかけて、たくさん人の困難と向き合いながら生きていく

性別を変えていく」のであって、その困難な過程は、経験する必要がある者の想像を超えるものである。

◆ ◆
 「第三章 差別」では、トランスの人達の多くは、子ども時代に、親から自分を否定されることに苦しんでいること、家庭内暴力を受け、ホームレス状態になることも珍しくないなどの重い現実が語られる。トランスの人達は、その存在を想定していない学校教育、スポーツからも排除されがちで、そもそも「当然あるべき権利が奪われている」状況は幼少期からの日常なのである。

就労の場面における差別も深刻で、トランスの人達の多くは深刻な貧困に苦しんでいる。自殺未遂・自殺準備経験がある人の割合は四〇・六%に上るといふ調査もある。



より、トランスの置かれている差別が構造的なものであることがわかる。本章は「LGBT差別禁止法あるいは包括的な差別禁止法の制定は急務」と締めくくられているが、著者らが執筆を終えた二〇二三年五月以降の国会の状況は混迷を極めた。最終的には「理解増進」どころか、むしろ「全ての国民の安心に留意する」という文言が入るなど、トランスジェンダーの人権が認められると女性の安全が脅かされるといったデマに基づく不安感に配慮した内容とも読め、かえって問題がある法律ができてしまったというのが日本社会の現状である。

「第六章 フェミニズムと男性学」では、「フェミニズムとトランスジェンダーの成立は、対立するわけでもなく、バラバラに存在するわけでもなく、密接に関わっている」ことが説得的に語られる。女性差別を問うフェミニズムは、貧富の差民族のマイノリティの存在など、女性のあいだの差異にも目を配り、「全ての女性たちにとってのよい良い決まりや政策を求めていく必要がある」というのは、フェミニストの誰しもが自戒しなければならぬことだと思う。「フェミニズムがフェミニズムであるためには、必然的にトランス女性が抱えている課題を女性の問題として考え続ける必要がある、また逆にトランス女性たちによる女性解放の訴えは、フェミニズムを豊かになく豊かにする」向かう先を見定めて、男性学を豊かにするには、トランスの視点も必要」という指摘は、個人的には一番心に残った。

「第四章 医療と健康」で強調されるのは、トランスジェンダーであることは「病気ではない」ということ、他方トランスの人々に固有の医療的ニーズがあるということ、トランスであることを理由にハラスメント受けたり治療を拒否されるなど通常の医療からも排除されがちであるということである。トランスの人達の多くが体調不良でも医療機関に行くことを我慢した経験がある。「トランスの存在がはじめから想定されていない現在の社会で、何も考えずに作られた制度や法律は、結果としてトランスの人々を取り残し、その健康を悪化させる方向にほぼ必ず作用する」という指摘は重い。排除しようという意図がなくても、「存在を想定しない」こと自体が排除に繋がりが、当事者に深刻な困難をもたらすということが、本書では全編にわたって何度も強調されている。

本書では「第五章 法律」では、戸籍の性別表記の変更に関わる「特例法」、同性婚が法的に認められないこと、差別禁止法の不在について検証され、これにより、トランスの置かれている差別が構造的なものであることがわかる。本章は「LGBT差別禁止法あるいは包括的な差別禁止法の制定は急務」と締めくくられているが、著者らが執筆を終えた二〇二三年五月以降の国会の状況は混迷を極めた。最終的には「理解増進」どころか、むしろ「全ての国民の安心に留意する」という文言が入るなど、トランスジェンダーの人権が認められると女性の安全が脅かされるといったデマに基づく不安感に配慮した内容とも読め、かえって問題がある法律ができてしまったというのが日本社会の現状である。

本書では全体を通じて何度も「これは、トランスジェンダーではない人たちが受け止めるべき問題」と指摘される。その存在を想定してこなかった、私たちが作ってきた社会のありようが問われているのである。フェミニストも、また、「人権擁護」のために動きたいと考えている弁護士も、トランスに関するデマに惑わされてしまうことがある現状の問題は強調してしすぎることはない。まずは当事者の現実をよく知ることが重要だ。是非一人でも多くの会員に本書を読んでもらいたいと思う。

『トランスジェンダー入門』
著者：周司あきら・高井ゆとり
出版社：集英社
定価：二〇五六円（税込）
新書版／二三三頁

第18回

人権研究交流集会の分科会の企画を募集します！
～みんなで「壁を乗り越える」～第18回人権研究交流集会
実行委員会現地事務局長

菊間 龍一

本紙六三〇号でお知らせしており、二〇二四年一月三日～四日に、東京で「第一八回人権研究交流集会」を開催いたします。

と確信しています。

二 分科会としてぜひご参加ください！

一 人権研究交流集会とは

これまで二～三年ごとに開催されている人権研究交流集会は、法律家や市民が一堂に会して、その時々の人権課題への取組みの到達点を共有し、広く交流を深める一大行事として行われていました。そして、第一八回人権研究交流集会は、東京で開催させていただくこととなりました。

全国のみならず自分が取り組んでいる人権課題を共有したり、自分が取り組みたい人権課題と出会ったり、各地の法律家や市民と交流を深めたり、すべての参加者にとって有意義なものとなる

今回も一日目の午後に分科会を設けます。

過去の集会でも、憲法問題にはじまり、基地問題、公害訴訟、原発問題、同性婚、子どもの権利、デモと表現の自由、働き方の問題、再審制度などの人権課題や、政策形成訴訟の在り方や裁判必勝法(!?)、人権活動と法律事務所の経営の両立などといった人権課題に取り組むに際して直面する課題について多様な分科会が設けられてきました。このような全国のみならずの人権課題に対する取組みに触れることができるのが、人権研究交流集会の最も大きな魅力でしょう。

そこで、今回も全国のみならず、それぞれ取

り組まれている人権課題やそれにまつわる課題への取組みについて、積極的に分科会としてご参加いただきたいです。分科会の運営主体は、支部や弁護士という団体に限らず、有志の集まりや個人でも構いません。

三 共通テーマ「壁を乗り越える」

全体会のテーマやスローガンなどについては未だ検討中ですが、今回の全体会やそれぞれの分科会に横串を通したいと思い、共通テーマを設けさせていただきます。それが「壁を乗り越える」です。

私たちが人権課題に取り組む際に、様々な「壁」に直面することと思います。差別の根底にある人々の意識という「壁」、貧困や孤独や格差を生み出す社会との間にある「壁」、これらを容認する

多数派によって定められた法律という「壁」、それに対して人権課題を克服するために直面する司法という「壁」、これらに限らず人権課題に取り組み私たちは様々な「壁」を何とかして乗り越えなければなりません。

今回の人権研究交流会では、私たちが乗り越えるべき「壁」は何か、それぞれの「壁」をどうやって乗り越えるか、あるいは乗り越えてきたかについて共有することによって、同じ志を持つ者同士の交流を深めたいと考えております。

四 募集の概要

次の事項を青法協本部あてにFAXまたはメールにてお送りください（FAX：〇三―五三六六―一二四二）。内容については、現時点で可能な範囲で構いません。応募締切は、一月二十四日（金）です。

- ・分科会の名称（仮称でも可）
- ・分科会のコンセプト、内容

- ・乗り越えるべき「壁」とは？
- ・コマ数の希望（二コマ二時間、二コマまで）
- ・企画担当者、連絡先

なお、お申込みの数が予定数を超える場合には、それぞれの分科会の内容等を考慮して調整等させていただくかもしれませんので、その点につきましましてご了承ください。

ひとりでも多くのお申込みを、お申込みを、行委員一同心よりお待ちしております。

みんなで「壁を乗り越える」!!

シリーズ
憲法と私 ⑩

『国民の権利』について思うこと

神奈川 河西 拓哉

1 はじめに

皆様はじめまして。昨年（二〇二三年）一二月に弁護士登録しました弁護士河西拓哉と申します。私は特に外国人差別の問題に取り組みたいと思いい、弁護士になりました。そこで、今回は差別という観点から、憲法第三章の標題の「国民の権

利」を中心に思うところを書かせていただきます。思いつくままに書いたのでまとまりがありませんがご容赦ください。

2 「国民」に限定された経緯

憲法第三章の規定には基本的人権について定められた規定がありますが、標題には「国民の権利」と

書かれています。性質説が通説であるとは言え、文言上「国民」に限定していることにずっと違和感があったので、簡単ではありますが、「国民」に限定された経緯について調べてみました。

一七〇〇年代終盤のフランス人権宣言やアメリカ合衆国憲法では、自然権思想を背景に、一般の権利としての人権を保障した上で、選挙権や公務就任権などを例外的に市民の権利と定めていました。一方で、一八八九年に公布された明治憲法においては、「臣民の権利」のみを定めていました。その後、日本が戦争に負け、一九四六年に日本国憲法が制定される際、アメリカ側は、マッカーサー草案二三条一項で「すべての自然人は、法の下に平等である」、同二六条一項で「外国人は、法の平等な保護を受ける」と定め、明治憲法の不十分さ

を改革する意図があったようですが、外国人と国民との平等規定に困惑した日本の官僚の判断で、「国民は法の下に平等」という一つの規定にしたそうです（外国人の権利―永住外国人の地方参政権を中心に―）（近藤敦教授、名城大学法学部創立六〇周年記念論文集四頁）。このような経緯からすると、日本国憲法制定の時点で、外国人の権利について十分に想定できていなかったというよりは、外国人（当時は主に朝鮮人）を差別することが意図されていたのではないかと思いました。

3 外国人の人権問題における裁判実務

憲法制定当時は、意図的に外国人を差別する意図があったとしても、現在の裁判実務においては、通説と同様、性質的見解が取られています。もともと、皆様ご存知のとおり、悪名高いマクリーン判決により、外国人の人権は「在留制度の枠内」でのみ保障されるものとされてしまっています。この「在留制度の枠内」でのみ保障されるというのは、在留制度の枠外にいる外国人、すなわち入管法違反の外国人については憲法上の権利は保障されないということの意味しており、入管法の規定が憲法の上位規定であると言っているようなものです。

このように、外国人の人権問題においては、憲法第三章の規定が頼りにならないことも少なくない

ことから、裁判では、憲法違反の主張のほか、しばしば憲法九八条二項を根拠に、自由権規約や社会権規約等に違反する旨の主張もなされます。

憲法九八条二項と、自由権規約や社会権規約等の条約の規定を素直に解釈すれば、外国人であっても、それらの条約に定めるとおり、多くの場面です。日本人と同等の権利が保障されることになるはずで

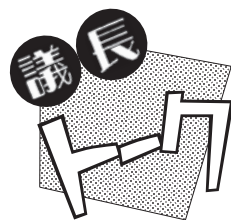
もともと、現実にはそうはなっておりません。具体例を挙げますと、非正規滞在の仮放免者は、公的援助も与えられない中で仮放免許可に就労禁止条件が付されます。そうすると、日本に家族がいるなどの事情により国籍国に帰れない人たちは、就労禁止条件を守ろうとすれば、運良く支援者が見つければ別ですが、そのまま飢えて死ぬほかなくなりま

ばかりの極めて冷淡な態度を取っています。しながら、難民申請者の強制送還違憲判決（東京高判二〇二二年九月二二日）では、非正規滞在であった当該難民申請者に憲法三三条、三二条、一三三条が適用されることを前提に、入管が難民不認定処分に対する異議申立棄却決定の告知を強制送還直前まで遅らせ、告知後に事実上第三者と連絡することを認めずに強制送還したことが、憲法三二条、三二条、一三三条に反し、国賠法一条一項の適用上違法になる旨の判示がなされました。個人的には、当該判決は、入管法に違反した難民申請者に憲法上の権利を認めたことなどから、入管法上の要請を憲法の要請が上回ることを認め、「在留制度の枠内」でのみ外国人の権利が認められるとしたマクリーン判決を乗り越えた判決なのではないかと考えています。

まだまだ、外国人の人権保障は著しく不十分で、厳しい状況ではありますが、外国人の人権侵害についても根気強く憲法違反を主張し続け、前記高裁判例のような判決を一つでも多く獲得し、基本的人権は「国民の権利」などではなく、人民の権利であるということを定着させていきたいと思

4 最後に

このように、司法も立法も行政も、実質的には、憲法上の権利は「国民の権利」とあると言わ



「未熟な自分を額に飾って」

前回の議長トークで「任検女性枠問題のたかひ」を記しました。このところ、私が五三期修習生として、青法協修習生部会の活動をしてきた当時の体験を記し、それを通じて「青法協の運動とは」を考える話を連載させていたでいます。

この「女性枠」問題は、個人的には深い後悔のある出来事です。今回は、恥をしのんで、その話を書きます。

「任検女性枠問題」は、二〇〇〇年八月に、全く想定外に持ち込まれた問題でした。

私は正直に言って、この問題の発生をあまり好ましく思っていないませんでした。それにはいくつか理由がありました。

第一に、私たちは九月に二回試験を控えています。第二に、この八月から九月は青法協五三期修習生部会としての活動の予定もあり、突如として湧き上がった問題への対応には時間と人の手が取られ、部会の活動が影響を受けることは必至でした。第三に、女性枠

運動への取り組みに、少なくとも公的には、青法協修習生部会が参加することは望まれていませんでした。当時は、修習生の中に、青法協が関わる運動が広がらない、という空気が蔓延していました。そして第四に、この運動には、被害者自身の声がありませんでした。運動を担っていたのは、はじめから弁護士志望の修習生がほとんどでした。

そしてこの女性枠問題の告発の取り組みは、八月から九月にかけて急速に盛り上がったのですが、案の定、五三期修習生部会の活動はそれによって大きな制約を受けました。私はその状況にイライラし、あるときついに部会のメーリングリスト上で、この運動によって部会が迷惑している、という趣旨の発信をしたのです。

発信したときは心底いらだつ気持ちを抑えられなくて発信したのですが、冷静になってみると、私は大変な間違いを犯したことを自覚しました。人権感覚とは、誰かの痛みを知ったとき、その痛みを思っても眠れなくなる感覚を覚えること。女性枠の被害者の気持ちを思い、勇気をもって憲法違反の実態の告発に立ち上がった仲間の行動を攻撃するべきではありませんでした。

私は、部会の仲間達から痛烈に批判され、修習生部会の事務局長の役職を解任されまし

た。後にも先にも、修習生部会の役職を解任された者など、私以外はいないのではないのでしょうか（未確認です）。

この出来事を知った、当時の弁学執行部のある弁護士は、私に、「その発信したメールを額にいれて自宅に飾ると良い」と言いました。当時はわかりませんでした。今はその意味が分かるような気がしています。当時の私は、青法協の運動を修習生の間を広げたいと、誰よりも尽力していた自負があります。その情熱自体は大切なこと。ただ、人権の実現は、巨大な権力（この問題では研修所や法務省）に対峙する困難な運動であり、その運動には青法協会員は全力をあげて工夫して取り組むべきであり、そこを間違えたこと。未熟な私の発信に、真剣に向き合い、意見をしてくれたり、寄り添ってくれたりした同期の仲間や、修習生委員の弁護士のみなさんがいたこと。

このような過ちをおかした私ですが、二〇〇六年には弁学の事務局長に選任され、いまは、議長を務めています。私にその資格があるのだろうか、思うことがあります。ただ、この出来事を心の中では常に額に入れて飾っている気持ちもあるので、それを忘れずに議長職を務めることだと今は考えています。

（青法協弁学台同部会議長 笹山尚人）

今後の日程

【常任委員会（全国ミーティング）】

- *第3回（冬）
12月 1日（金）～ 2日（土）福 井
- *第4回（春）
2024年
3月 8日（金）～ 9日（土）兵庫県

【第55回定時総会】

- 2024年
6月29日（土）～30日（日）北海道

各委員会の日程

オンラインでの参加を希望する方は、本部事務局までご連絡ください。

【憲法委員会】

- 10月11日（水）15時～

【修習生委員会】

- 10月 5日（木）10時半～

【広報委員会】

- 10月25日（水）18時～

お知らせ

▶9月14日、全国三青会（全国青年税理士連盟・全国青年司法書士協議会、当部会）主催で、「インボイス反対！ 弁護士・税理士・司法書士青年士業3団体による緊急集会」を衆議院第1議員会館で開催しました。

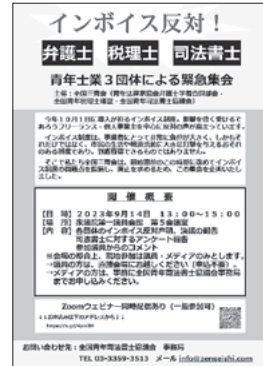
今年10月1日に導入が迫るインボイス制度。影響を強く受けるであろうフリーランス・個人事業主を中心に反対の声が高まっています。

インボイス制度は、事業者にとって非常に負担が大きく、しかもそれだけではなく、市民の生活や経済活動に大きな打撃を与えるおそれのある制度であり、到底容認できるものではありません。

全国三青会は、開始直前のこの時期に改めてインボイス制度の問題点を指摘し、廃止を求めるため、この集会を企画・開催しました。

▶6月24日・25日に開催された熊本総会での「森野俊彦会員（元裁判官）からの一言」の発言録が、以下のQRコードよりダウンロード可能です。

森野会員が出版された『初心「市民のための裁判官」として生きる』（日本評論社）ともあわせ、ご一読いただけますと幸甚です。



編集後記

▼独立して以降、ますます忙しい毎日であるが、少しずつ、事務所のある方についても考え始めている。

▼まず、私は、子どものいる女性や、社会的な活動を行っている女性も働きやすい職場づくりを重視しており、子どもがいたり、社会的な活動を行っている女性の事務局経験者の方複数名に業務をお願いし、また在宅ワークができるように整えている。コミュニケーションは、スラックやライン等でまめにとり、子ども達の体調不良等の不測の事態や、個人々の活動にも対応しつつ、依頼者の方々に迷惑をかけない体制が出来ていると感じている。

▼また、弁護士になった時から心がけている外国人へのリーガルサービスの提供も、実を結びつつあり、日本全国各地からわざわざ私を探して事務所までしてくれる依頼者も増えた。

▼今後は、ますます体制・方法をブラッシュアップして、微力ながら、社会に貢献できる事務所を経営していきたいと考えている。

（磯部たな）